

令和 年 月 日

収入  
印紙

## 廃棄物処理委託契約書

※印紙税額は裏面参照

甲、乙、丙を記入し、下に示す契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、①甲と乙又は、②甲と丙又は、③甲と乙と丙（丙が乙を兼ねる場合のみ）の契約当事者が押印する。

契約区分： 収集運搬用 ・ 処分用 ・ 収集運搬及び処分用（乙と丙が同一）

		収集 運搬用	処分用	収集 運搬 処分用
		契約区分に該当するいずれかの破線を実線にすること		
排出事業者 (甲)	所在地			
	名称			
	代表者	(以下甲という)	印	印
収集運搬会社 (乙)	所在地			
	名称			
	代表者	(以下乙という)	印	印
	許可	発生場所都道府県または政令市： 許可番号：		
		処分場所都道府県または政令市： 許可番号：		
	許可品目	(産業廃棄物) がれき類、ガラスくず及び陶磁器くず、金属くず、 廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、 汚泥、その他( )		
	許可車輛	( ) 台		
処分会社 (丙)	所在地	(本社) 北海道千歳市中央690番1		
	名称	リサイクルファクトリー株式会社		
	代表者	代表取締役 本村 信人	(以下丙という)	印
	許可	北海道 許可番号：第00120130643号		
	許可区分	中間処理		
	許可品目	産業廃棄物：がれき類、木くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、ゴムくず、紙くず、繊維くず、廃酸、廃アルカリ、汚泥、動植物性残さ、動物のふん尿、動物の死体、動物系固形不用品 一般廃棄物：自然木、刈草、すき取り物（千歳市・北広島市・南空知三町）		

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下「廃棄物」という。）の収集運搬又は処分（以下併せて「処理」という。）を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に従い適正に行うため、以下のとおり廃棄物処理委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（委託内容）

- 第1条 1. 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。  
2. 乙は、廃棄物処理委託契約約款（以下「約款」という。）の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設又はその付帯保管施設まで、許可された車輛で適正に運搬する。  
3. 丙は約款の定め並びに法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。  
4. 丙は可能な限り、リサイクル・リユースに務めるものとする。  
5. 甲、乙及び丙は、業務の遂行にあたって関係法令を遵守する。

（処理料金）

- 第2条 1. 乙又は丙は委託内容のうち、丙の産廃物受領が確認された部分について、当該部分に対する収集運搬料金又は処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価に基づいて甲に請求し、甲は乙・丙からの請求後40日以内に現金にて支払う。但し、甲・乙・丙間で特段の定めがある時はこの限りではない。  
2. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議によりこれを変更することができる。  
3. 丙の移動式破砕機を甲の指定する工事現場等に移動させて伐木等を破砕処理する、いわゆる現地破砕である場合、「委託業務の内容」に示す契約単価と実際に確認された処理数量とを乗じて算出した金額が100万円に満たない場合であっても、甲は最低処理料金として100万円を丙に支払うものとする。

丙契約担当者：

A4片面：1頁目 A3両面：外面右頁

委託業務の内容

1. 工事名等
2. 排出場所等
3. 委託期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
4. 積替の有無・保管 (無)・有 (積替・保管の場所: )

- 1) 安定型産業廃棄物であるときは、積替え又は保管場所において他の廃棄物と混合することの可否 (可・不可)
- 2) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替え又は保管場所において、手選別を行うことの可否 (可・不可)

積替・保管施設に搬入する廃棄物の種類

積替えのための保管上限

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価 (当契約に該当する廃棄物の種類を○で囲む)

廃棄物の種類 <small>※括弧付のものは括弧内の該当の種類を○で囲むこと</small>	契約単価		予定数量	処分会社の許可内容		
	収集運搬(円)	処分(円)		処分方法	処理能力	施設の所在地
1 コンクリートがら	/ t・m <sup>3</sup> ・h	/ t	t	破 碎	421.76t/日	千歳市中央298番1
2 千歳事業所持込雑がれき類 ( )	/ t・m <sup>3</sup> ・h	/ t	t	破 碎	421.76t/日	千歳市中央298番1
3 北広島事業所持込雑がれき類 ( )	/ t・m <sup>3</sup> ・h	/ t	t	破 碎	390.64t/日	北広島市西の里901番(1・2)
4 木くず (廃材・立木・枝)	/ t・m <sup>3</sup> ・h	/ t	t	破 碎	160t/日	北広島市西の里901番1 千歳市中央298番1
5 木くず (抜根)	/ t・m <sup>3</sup> ・h	/ t	t	破 碎	160t/日	北広島市西の里901番1 千歳市中央298番1
6 廃プラスチック類	/ t・m <sup>3</sup> ・h	/ t	t	選 別	100t/日	千歳市中央690番16他5筆に跨る
7 軽比重物 (ガラスワール・発泡スチロール)	/ t・m <sup>3</sup> ・h	/ m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	選 別	100t/日	千歳市中央690番16他5筆に跨る
8 ガラスくず及び陶磁器くず	/ t・m <sup>3</sup> ・h	/ t	t	破 碎	390.64t/日 421.76t/日	北広島市西の里901番(1・2) 千歳市中央298番1
9 金属くず	/ t・m <sup>3</sup> ・h	/ t	t	選 別	100t/日	千歳市中央690番16他5筆に跨る
10 紙くず	/ t・m <sup>3</sup> ・h	/ t	t	選 別	100t/日	千歳市中央690番16他5筆に跨る
11 廃石膏ボード (新築材・解体材)	/ t・m <sup>3</sup> ・h	/ t	t	破砕分離	76.8t/日	千歳市中央298番1
12 無機性汚泥 <small>※汚泥は、環境基本法に基づく土壌汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の含有基準を満たすものであること。</small>	/ t・m <sup>3</sup> ・h	/ t	t	造粒固化	320m <sup>3</sup> /日 192t/日	北広島市西の里901番(1・2) 千歳市中央298番1
13 動植物性残さ	/ t・m <sup>3</sup> ・h	/ t	t	肥料の製造 (堆肥化)	19.2m <sup>3</sup> /日	千歳市中央292番(1・2)
14 すき取り物 (一廃)	/ t・m <sup>3</sup> ・h	/ t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	破 碎	160t/日	北広島市西の里901番
15 刈草 (一廃)	/ t・m <sup>3</sup> ・h	/ t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>	肥料の製造	19.2m <sup>3</sup> /日	千歳市中央292番(1・2)
				破 碎	160t/日	北広島市西の里901番
その他	16	/ t・m <sup>3</sup> ・h	/ t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>		
	17	/ t・m <sup>3</sup> ・h	/ t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>		
	18	/ t・m <sup>3</sup> ・h	/ t・m <sup>3</sup>	t・m <sup>3</sup>		
混廃棄物 <small>※上記廃棄物種類の項目番号のうち、該当のものを記入</small>	/ t・m <sup>3</sup> ・h	/ t	t	選 別	100t/日	千歳市中央690番16他5筆に跨る
予 定 合 計 数 量			必要な情報 性状：固形状 混合する事による支障：なし 通常保管状態での性状変化：なし	荷姿：バラ積み		
予 定 合 計 金 額	収 集 運 搬 円	処 分 円				

※処理可能な処理施設が複数ある場合は、主たる施設を記載 ・リサイクル・リユースの為の手選別を行う

丙が予定する中間処理後の最終処分（再生を含む）の場所

I. 丙での再生品目

処分先N.O. (許可番号等)	再生施設名称	処分方法	処理能力	再生施設所在地
丙の施設		「委託業務の内容」記載のとおり		
再生品目	一般用途	売却先等		
木材チップ	家畜敷料・燃料	一般家畜農家・北海道熱供給公社等、若しくは丙の堆肥資材利用		
破碎がれき	路盤材	一般土木建築会社等、若しくは丙の自社利用		
梱包プラスチック	プラスチック原料	輸出仲介会社（有限会社マルキューオクノ・有限会社北海道資源開発等）		
選別金属	金属原料	株式会社鈴木商会・株式会社マテック等		
選別紙・分離紙	紙原料・堆肥資材	株式会社マテック等、若しくは丙の堆肥資材利用		
粉体・粒体石膏	土壌改良剤	一般農家・農業協同組合等		
堆肥	堆肥	一般農家・有限会社ゆうきの里等		
再生土	埋め戻し材	一般土木建築会社等、若しくは丙の自社利用		

※上記以外でも丙の敷地内において利用出来る物は利用をする。

II. 丙からの再生（委託）先

廃棄物の種類	処分先N.O. (許可番号等)	再生施設名称	処分方法	処理能力	再生施設所在地	備考
再生不可 管理型品目	北海道／処分業 第00140004839号	空知興産(株) 苫東リサイクルセンター 焼却施設	選別・焼却	30t/日	苫小牧市 字弁天504番8	サーマルサイクル (熱利用)
廃プラスチック類	北海道／処分業 第00120154599号	(株)北海道サニックス 破碎施設	破碎	190t/日	苫小牧市 字勇払265番5	発電所燃料

III. 丙からの最終処分（委託）先

廃棄物の種類	処分先N.O. (許可番号等)	最終処分施設名称	処分方法	処理能力	最終処分施設 所在地	備考
再生不可 安定型品目	北海道／処分業 第00140006473号	北海道ケカル(株) 千歳事業所	安定型埋立	111,708.68m <sup>3</sup>	千歳市中央 690番3	
再生不可 安定型品目	北海道／処分業 第00140024370号	(株)今多建設 幌里事業所	安定型埋立	339,138m <sup>3</sup>	勇払郡厚真町字 幌里460番地	
再生不可 安定型品目	北海道／処分業 第00140033807号	(株)親電工 当別営業所	安定型埋立	187,000m <sup>3</sup>	石狩郡当別町字 高岡2065他	
再生不可 石膏ボード	北海道／処分業 第00130170678号	(有)岩見沢パートナーシップ 管理型最終処分場	管理型埋立	331,753m <sup>3</sup>	岩見沢市字 日の出町478番1他	
廃プラスチック類	札幌市／処分業 第05140004748号	協業組合公清企業 中沼産業廃棄物処理センター	焼却	31.5t/日	札幌市東区中沼町 45番地23	
再生不可 管理型品目・ 廃プラスチック類	札幌市／処分業 第05120004495号	北清企業株式会社 北清リサイクルセンター	選別	51.07t/日	札幌市北区篠路町 拓北6番地	

IV. 丙からの再中間処理（委託）先及びその後の最終処分（再生含む）場所

1	施設名称	処分方法	処理能力	施設所在地
	処分先許可番号等	中間・最終の区分	廃棄物の種類	処理後の廃棄物
2	施設名称	処分方法	処理能力	施設所在地
	処分先許可番号等	中間・最終の区分	廃棄物の種類	処理後の廃棄物

# 廃棄物処理委託契約約款

## (許可証の提出等)

- 第 1 条 乙又は丙は、本契約に関する許可の内容を証するものとして以下の関係書類を甲に提出しなければならない。なお、許可事項に変更があった場合は、速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の書類を甲に提出する。
- (1) 収集運搬(乙)及び処分(丙)業務に関する許可証等(指定証その他)の写し
  - (2) 許可車輛番号
  - (3) 必要に応じて排出場所から処分先までの運搬経路図

## (情報の提供)

- 第 2 条 1. 甲は、廃棄物の適正な処理を図るため、廃棄物についての必要な情報を「委託業務の内容」の「必要な情報」の欄に記入し、乙及び丙に通知しなければならない。
2. 丙は、甲から委託された廃棄物を処理するにあたり、中間処理後の最終処分先についての必要な情報を、「丙が予定する中間処理後の最終処分(再生を含む)の場所」の欄に記入し、甲に通知しなければならない。

## (再委託の禁止)

- 第 3 条 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、再委託承諾書は5年間保存する。

## (委託業務の管理)

- 第 4 条 1. 甲、乙及び丙は、マニフェストを用いて業務を管理する。
2. 甲、乙及び丙はそれぞれのマニフェストを5年間保存する。
3. 丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、マニフェストの返却を以って遅滞なく業務終了を甲に報告しなければならない。

## (内容の変更)

- 第 5 条 1. 甲、乙又は丙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価または委託期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙又は甲と丙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。
2. 丙は、中間処理後の最終処分先の場所に変更が生じた場合は、すみやかに甲に報告し、変更契約を締結する。

## (業務の調査)

- 第 6 条 1. 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙または丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。
2. 甲は、前項の他、必要に応じて乙の保有車輛及び運搬状況について、調査又は報告を求められることができるものとし、乙はこれに従わなければならない。
3. 甲は第1項の他、必要に応じて丙の施設の状況について、調査又は報告を求めことができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査できるものとし、丙はこれに従わなければならない。

## (権利義務の譲渡等)

- 第 7 条 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

## (損害の賠償)

- 第 8 条 1. 乙又は丙が、業務の遂行に際し、第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。
2. 乙又は丙に対しての甲による廃棄物の必要な情報の提供の怠り、又は誤り、又は偽りによって乙又は丙に損害が発生した場合、甲はその事による損害の賠償の責を負う。

## (機密保持)

- 第 9 条 甲、乙又は丙は、本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。

## (契約の解除)

- 第 10 条 1. 甲、乙又は丙は、本契約の当事者が契約の条項のいずれか又は法令の規定に違反するときは、本契約を解除することができる。
2. 甲、乙又は丙は、本契約の当事者が反社会的勢力(暴力団等)である場合は又は密接な関係がある場合には、催告することなく本契約を解除することができる。
3. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を乙が終了していないときは、甲及び乙は、当該廃棄物を甲、乙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。
4. 第1項及び第2項の規定により本契約を解除する場合において、本契約に基づき、甲から引渡しを受けた廃棄物の処理を丙が終了していないときは、甲及び丙は、当該廃棄物を甲、丙の責任で処理した後でなければ本契約は解除できない。

## (協議)

- 第 11 条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項に関する疑義が生じたときは、必要に応じて甲、乙又は丙が誠意をもって協議の上、これを決定するものとする。

## (委託期間の更新)

- 第 12 条 本契約の契約期間は「委託業務の内容」の「3. 委託期間」の通りであるが、甲又は乙又は丙のいずれかから相手方に対し委託期間の終了までに書面による本契約を更新しない旨の申し入れがない限り、この契約は同一条件で「3. 委託期間」と同じ期間の契約が更新されるものとし、またその後も同様とする。

本契約の成立を証するために、甲、乙又は丙は各々記名押印の上1部作成し、甲は本書を保管し、乙又は丙は各々写しを保管する。

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分とも1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計予定金額の高い方に対して該当する税額の印紙を貼る。

### 1号文書(収集運搬用)

1万円未満	非課税
10万円以下	200円
50万円以下	400円
100万円以下	1,000円
500万円以下	2,000円

### 2号文書(処分用)

1万円未満	非課税	1,000万円以下	10,000円
100万円以下	200円	5,000万円以下	20,000円
200万円以下	400円	1億円以下	60,000円
300万円以下	1,000円	5億円以下	100,000円
500万円以下	2,000円		